

注 文 書

1. 契約番号 2025000767

2. 件 名 古川地区公民館清掃業務（9地区）

3. 場 所 大崎市古川飯川字熊野59番地 外

4. 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5. 別添書類
 - （1）仕様書
 - （2）参考明細書

6. 担 当 課 大崎市教育委員会地域交流センター

仕 様 書

本仕様書は、清掃業務を民間事業者（以下受託する民間事業者を「受託者」という。）へ委託する際の概要を示すものであり、本書に記載のない事項でも、現場の状況に応じて委託者が建物管理上必要と認めた作業については、双方協議の上実施するものとする。

1 業 務 名 古川地区公民館清掃業務（9地区）

2 施 行 場 所

- ① 大崎市古川志田地区公民館（大崎市古川飯川字熊野 59 番地）
- ② 大崎市西古川地区公民館（大崎市古川保柳字氏子 202 番地）
- ③ 大崎市古川東大崎地区公民館（大崎市古川大崎字朝日 32 番地）
- ④ 大崎市古川宮沢地区公民館（大崎市古川小林字一本杉 170 番地）
- ⑤ 大崎市古川長岡地区公民館（大崎市古川荒谷字新樋ノ口 81 番地）
- ⑥ 大崎市古川富永地区公民館（大崎市古川富永五右エ門 6 番地 2）
- ⑦ 大崎市古川敷玉地区公民館（大崎市古川石森字石神 69 番地）
- ⑧ 大崎市古川高倉地区公民館（大崎市古川中沢字中屋敷 242 番地）
- ⑨ 大崎市古川清滝地区公民館（大崎市古川清水沢字長泥 30 番地 2）

3 施 行 目 的

上記施設は不特定多数の来館者を想定していることから、常に清潔にし、かつ来館者の利便性に応えることを目的とする。

4 施 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日

5 施 行 仕 様

- ・清掃は、各地区公民館とも年1回実施すること。
- ・清掃箇所は、ホール、玄関ホール、廊下、事務室、図書室、調理実習室、研修室の各床面、男女トイレ、全室の窓ガラス、天井蛍光灯等照明器具、換気扇等とし、床面は洗浄した後ワックス塗布をすること。トイレは洗浄をし、窓ガラスは汚れ取りを実施すること。

（1）清掃面積（延べ床・窓）

No.	施設名	延べ床面積（㎡）	両面窓面積（㎡）
1	古川志田地区公民館	542	305
2	西古川地区公民館	496	168
3	古川東大崎地区公民館	562	125
4	古川宮沢地区公民館	815	159
5	古川長岡地区公民館	560	365
6	古川富永地区公民館	565	210
7	古川敷玉地区公民館	615	204
8	古川高倉地区公民館	531	212
9	古川清滝地区公民館	496	115
合 計		5,182	1,863

(2) 清掃作業上の注意事項

- ① 清掃方法は、その清掃箇所に応じた機械器具類（掃除機・ポリッシャー・清掃用クリーナー・フロアブラシ類・デッキブラシ・モップ拭布等）で清掃し、清掃箇所に応じて、清掃用資材、材料（床面洗浄剤、ワックス、シミ、汚れとり用洗剤）を使い分け、良質のものを使用すること。
- ② 作業に使用する機械、器具、諸材料は受託者の負担とする。但し、光熱水費は委託者が負担する。
- ③ 清掃作業の施行にあたっては、公務や来館者等に支障のないよう特に注意し、作業上での衛生及び火気取締りを厳重に行うこと。
- ④ 塵芥飛散防止、清掃機械器具を壁又は破損しやすい物品等に接触させないようにすること。
- ⑤ 受託者及び作業員は、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- ⑥ 受託者は、作業終了のつど、作業完了報告書を委託者に提出すること。また、最終回の作業終了後、所定の作業完了報告書を提出すること。

6 入札上の注意事項

入札金額は、施行期間内の総額とする。ただし消費税等は除くものとする。

7 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

8 そ の 他

- (1) 清掃業務委託料の支払いは、毎月払いとする。
- (2) 清掃業務委託料については、受託者所定の請求書により請求するものとし、委託者は適正な請求書の受領により受託者に対して委託料を支払うものとする。
- (3) 契約書を作成する際の内容は、委託者と受託者とで別途協議の上決定するものとする。

参考明細書

契約番号 2025000767

業務委託名 古川地区公民館清掃業務(9地区)

No		摘要	単価(㎡・式)	回数	金額	
1	古川志田地区公民館	床面清掃	542 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	305 ㎡		1 回	
		小 計 ①				
2	西古川地区公民館	床面清掃	496 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	168 ㎡		1 回	
		小 計 ②				
3	古川東大崎地区公民館	床面清掃	562 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	125 ㎡		1 回	
		小 計 ③				
4	古川宮沢地区公民館	床面清掃	815 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	159 ㎡		1 回	
		小 計 ④				
5	古川長岡地区公民館	床面清掃	560 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	365 ㎡		1 回	
		小 計 ⑤				
6	古川富永地区公民館	床面清掃	565 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	210 ㎡		1 回	
		小 計 ⑥				
7	古川敷玉地区公民館	床面清掃	615 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	204 ㎡		1 回	
		小 計 ⑦				
8	古川高倉地区公民館	床面清掃	531 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	212 ㎡		1 回	
		小 計 ⑧				
9	古川清滝地区公民館	床面清掃	496 ㎡		1 回	
		全体清掃	1 式		1 回	
		窓ガラス清掃	115 ㎡		1 回	
		小 計 ⑨				
計						
消費税						
合 計						